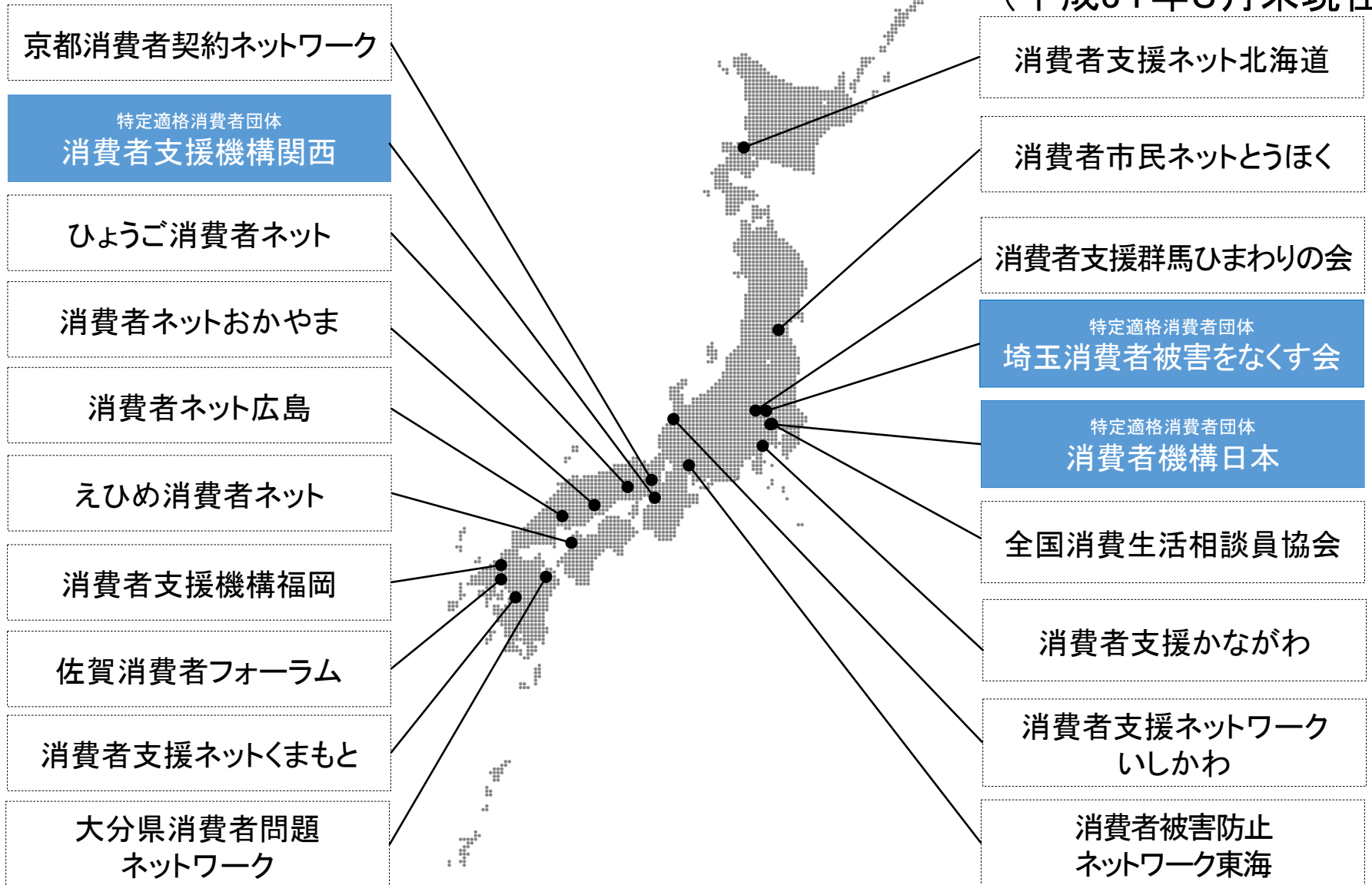


全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体

(平成31年3月末現在)



※ 適格消費者団体は全国に19団体。

※ 適格消費者団体の中から認定される特定適格消費者団体(青色)は全国に3団体(消費者機構日本、消費者支援機構関西、埼玉消費者被害をなくす会)。

消費者団体訴訟制度

概要

- 内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者の利益の擁護のために、事業者に対して、訴訟等を行うことができる制度
 - ① 適格消費者団体の差止請求
 - ② 特定適格消費者団体の被害回復

差止請求

- 適格消費者団体が、事業者の不当な勧誘・契約条項の使用・表示について中止を求めることができる制度
- 消費者被害の防止を目的
- 消費者契約法の実効性確保策として、平成18年消費者契約法改正により創設
 - ※ 平成19年6月から運用開始
 - 差止請求権は、その後、景品表示法、特定商取引法、食品表示法にも規定
- 約590件の実績(うち64件で訴訟)
 - ※ 平成31年3月末現在

被害回復

- 特定適格消費者団体が、事業者の不当な行為により生じた財産的被害を集団的に回復するための制度
- 消費者被害の回復を目的
- 平成25年消費者裁判手続特例法の制定により創設
 - ※ 平成28年10月から運用開始
 - 運用開始後の消費者契約が対象
- 諸外国の制度の長所短所を検討し、我が国に適した新しい二段階型の訴訟制度
 - ※ オプトイン制度を採用

適格消費者団体等に対する支援の現状

I 自立の促進

○ 自立して活動することができるよう 環境整備を図る

【主な取組】

- ・ 制度の積極的な周知広報により会員・寄附の増大
- ・ 寄附に関する規制の緩和(平成29年10月～)
- ・ 消費者スマイル基金の後押し
- ・ 差止成果事例集の作成・公表

II 事務負担軽減

○ 差止請求等に注力することを可能とする

【主な取組】

- ・ 提出書類(認定・更新の際の活動実績書類、役員の住所変更届出)の負担軽減(平成28年9月～)
- ・ 適格消費者団体の認定の有効期間を3年から6年に延長(平成29年10月～)

III 情報面の支援

○ 活動に役立つ被害情報の提供

【主な取組】

- ・ 事業者に関する消費生活相談情報(PIO-NET情報)の提供
- ・ 急増指標の提供(平成28年9月～)
- ・ 地方公共団体との情報提供に関する覚書の締結の促進(契約書面の入手等)
- ・ PIO-NET情報の開示範囲の拡大(平成31年4月～)

IV 財政面の支援

○ 財政的な支援を実施することにより、 団体の活動を促進させる

【主な取組】

- ・ 国セン法改正(国民生活センターが特定適格消費者団体に代わって仮差押えの担保を立てることができる措置)(平成29年10月～)
- ・ 平成31年度予算に消費者団体訴訟制度の機能強化のために0.4億円を計上
- ・ 地方消費者行政強化交付金による支援

平成30年度 適格消費者団体の設立支援 (新潟)
 特定適格消費者団体の設立支援(愛知、岡山)